

合併協定書

国分市 溝辺町 横川町
牧園町 霧島町 隼人町 福山町

目 次

| | ページ |
|--------------------------|-----|
| 1 合併の方式 | 1 |
| 2 合併の期日 | 1 |
| 3 新市の名称 | 1 |
| 4 新市の事務所の位置 | 1 |
| 5 財 産 | 1 |
| 6 新市まちづくり計画 | 1 |
| 7 議会議員の定数及び任期 | 1 |
| 8 地域審議会の設置 | 2 |
| 9 農業委員会委員の定数及び任期 | 3 |
| 10 地方税 | 3 |
| 11 一般職の職員の身分 | 4 |
| 12 特別職の身分 | 4 |
| 13 条例、規則等 | 4 |
| 14 事務組織及び機構 | 4 |
| 15 一部事務組合等 | 5 |
| 16 使用料、手数料等 | 5 |
| 17 公共的団体等 | 5 |
| 18 補助金、交付金等 | 6 |
| 19 町名・字名 | 6 |
| 20 慣 行 | 6 |
| 21 国民健康保険事業 | 6 |
| 22 介護保険事業 | 7 |
| 23 消防団 | 7 |
| 24 自治会・行政連絡機構 | 7 |
| 25 各種事務事業 | |
| 25 - 1 男女共同参画事業 | 8 |
| 25 - 2 姉妹都市・国際交流事業 | 8 |
| 25 - 3 電算システム事業 | 8 |
| 25 - 4 広報広聴関係事業 | 8 |
| 25 - 5 納税関係事業 | 8 |
| 25 - 6 消防防災関係事業 | 8 |
| 25 - 7 交通関係事業 | 8 |
| 25 - 8 窓口業務 | 9 |
| 25 - 9 保健衛生事業 | 9 |
| 25 - 10 環境衛生事業 | 9 |
| 25 - 11 障害者福祉事業 | 10 |
| 25 - 12 高齢者福祉事業 | 10 |
| 25 - 13 児童福祉事業 | |
| 25 - 13 - 児童福祉 | 10 |
| 25 - 13 - 保育所 | 11 |
| 25 - 14 生活保護事業 | 11 |

| | | |
|-----------|---------------------|---------|
| 25 - 15 | その他の福祉事業 | |
| 25 - 15 - | 人 権 | 12 |
| 25 - 15 - | 養護老人ホーム | 12 |
| 25 - 15 - | 老人医療 | 12 |
| 25 - 16 | 農林水産関係事業 | |
| 25 - 16 - | 農 業 | 12 |
| 25 - 16 - | 林 業 | 12 |
| 25 - 16 - | 水産業 | 13 |
| 25 - 16 - | 耕 地 | 13 |
| 25 - 17 | 商工・観光関係事業 | 13 |
| 25 - 18 | 建設関係事業 | 13 |
| 25 - 19 | 上・下水道事業 | |
| 25 - 19 - | 水 道 | 14 |
| 25 - 19 - | 下水道 | 14 |
| 25 - 20 | 学校教育事業 | 14 |
| 25 - 21 | コミュニティ施策 | 15 |
| 25 - 22 | 社会教育事業 | 16 |
| 25 - 23 | 情報公開制度 | 17 |
| 25 - 24 | 社会福祉協議会関係事業 | 17 |
| 25 - 25 | 第三セクター等関係事業 | |
| 25 - 25 - | 第三セクター | 17 |
| 25 - 25 - | 開発公社 | 17 |
| 25 - 26 | 病院関係事業 | 18 |
| 25 - 27 | その他事業 | |
| 25 - 27 - | 指定金融機関等 | 18 |
| 25 - 27 - | 企画関係事業 | 18 |
| 25 - 27 - | 選挙管理委員会関係事務 | 18 |
| 25 - 27 - | 交通災害共済事業 | 18 |
| 25 - 27 - | 契約関係事務 | 19 |
| 25 - 27 - | 温泉事業 | 19 |
| | 調印書（各構成市町長） | 20 |
| | 特別立会人（鹿児島県知事） | 21 |
| | 立会人（合併協議会委員） | 22 ~ 29 |

25 - 27 - 及び 25 - 27 - は、Aランク項目がなかったため掲載してありません。

1 合併の方式

国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併」とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年（西暦2005年）11月7日とする。

附帯意見

合併後最初の議会議員及び長の選挙は、平成17年11月中に実施してほしい。

理由

- 1 合併後最初の選挙は、当該市町村の設置の日から50日以内に行う必要があるが、12月の選挙の実施は、地域経済に及ぼす影響が大きい。
- 2 11月中に新市の首長及び議会議員が決定すれば、平成18年度の当初予算から本格予算を編成することが出来ると思われる。よって、「新市のまちづくり計画の推進」や「住民サービスの向上」に年度当初から取り組むことが可能である。

3 新市の名称

新市の名称は、「霧島市^{きりしまし}」とする。

4 新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所（本庁）の位置については、当面は、国分市中央三丁目45番1号（現国分市役所）に置き、新市において検討する。
- 2 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、おおむね10年は、「総合支所方式」とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場を全て総合支所として、また、現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討する。
- 3 庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討する。

5 財 産

1市6町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

6 新市まちづくり計画

新市まちづくり計画は、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

7 議会議員の定数及び任期

新市の議会議員の定数は34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間（4年間）に限り、新市の議会議員の定数を48人とする。

また、選挙区については、関係市町の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

| | | | | | |
|--------|-----|--------|----|--------|-----|
| 国分市の区域 | 16人 | 溝辺町の区域 | 4人 | 横川町の区域 | 3人 |
| 牧園町の区域 | 5人 | 霧島町の区域 | 4人 | 隼人町の区域 | 12人 |
| 福山町の区域 | 4人 | | | | |

なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。

8 地域審議会の設置

- 1 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を新市において設置する。
- 2 地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、下記「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下、「審議会」という。)を設置する。

| 名 称 | 設置区域 |
|-----------|------------|
| 国分地区地域審議会 | 合併前の国分市の区域 |
| 溝辺地区地域審議会 | 合併前の溝辺町の区域 |
| 横川地区地域審議会 | 合併前の横川町の区域 |
| 牧園地区地域審議会 | 合併前の牧園町の区域 |
| 霧島地区地域審議会 | 合併前の霧島町の区域 |
| 隼人地区地域審議会 | 合併前の隼人町の区域 |
| 福山地区地域審議会 | 合併前の福山町の区域 |

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日からおおむね10年間とする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、旧市町の区域ごとに、市長の諮問に応じて、当該区域に係る次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 新市まちづくり計画の変更に関する事項
- (2) 新市まちづくり計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、予算編成の際の事業等に関する要望やその他必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選任された者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったとき又は当該区域内に存する事務所等に勤務しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

(1) 会長1名

(2) 副会長1名

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の開催の要求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(雑則)

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この協議は、平成17年11月7日から施行する。

9 農業委員会委員の定数及び任期

1 新市に1つの農業委員会を置く。

2 合併の際、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

3 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を40人とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。

10 地方税

1 個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。

2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く6町は、合併年度を含む3年度間は現行の税率を適用する。

3 固定資産税の税率については、現行のとおり1.4%とする。納期については、5月、7月、12月、2月の4期とし、各月1日から同月末日までとする。ただし、12月については1日から28日までとする。

- 4 軽自動車税の税率については、国分市、霧島町、福山町の例によるものとする。納期については、5月1日から5月31日までとする。
- 5 たばこ税の税率については、現行のとおりとする。
- 6 特別土地保有税の税率については、現行のとおりとする。
- 7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、平成18年4月1日から適用する。ただし、合併後の平成17年度課税分については、現行のとおりとする。
- 8 都市計画税の課税区域及び税率については、現行のとおりとする。ただし、新たな地域と税率については、新市において調整するものとする。

11 一般職の職員の身分

- 1 1市6町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3 職員の職名については、合併までに調整する。
- 4 給与については、現給を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

12 特別職の身分

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は、現行の給料額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。
- 2 議会議員、農業委員会委員、消防団員の報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。
- 3 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。
報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。
- 4 審議会・委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併までに統合又は調整する。
人数、任期及び報酬額は、現行の制度及び報酬額をもとに合併までに調整する。
- 5 その他の特別職については、設置する必要があるものは、原則として新市において調整する。
- 6 新市の職務執行者については、合併までに1市6町の長が別に協議して定めるものとする。

13 条例、規則等

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

- 1 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの。
- 2 合併後、一定の地域に引き続き暫定的に施行させる必要があるもの。
- 3 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

14 事務組織及び機構

新市における事務組織及び機構の整備基本方針は、下記のとおりとする。ただし、新市において、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

基本方針

- 1 住民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織・機構
- 2 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- 3 市民の声を活かし、反映することができる組織・機構
- 4 住民ニーズの高度化・多様化に対応できる組織・機構

- 5 簡素で、効率的な組織・機構
- 6 指揮・命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- 7 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- 8 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構
- 9 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構

15 一部事務組合等

- 1 国分地区消防組合、国分地区衛生管理組合、牧園・横川町衛生管理組合、始良東部地方卸売市場管理組合、国分・隼人公共下水道組合については、それぞれの構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。
- 2 始良郡西部消防組合の構成団体である溝辺町、大口市他4町消防組合の構成団体である横川町については、合併の日の前日に関係の一部事務組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 3 始良郡西部衛生処理組合の構成団体である溝辺町については、合併の日の前日に当該組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。ただし、し尿処理については、新市において合併の日に旧溝辺町の区域を当該組合で処理することとし、その処理方法については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 4 伊佐北始良環境管理組合、伊佐北始良火葬場管理組合の構成団体である牧園町、横川町については、合併の日の前日に関係の一部組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加入し、旧牧園町及び横川町の区域を当該組合で処理する。なお、処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 5 始良・伊佐環境保全センター管理組合の構成団体である国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、始良・伊佐地区介護保険組合の構成団体である国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町については、合併の前日に関係の一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加入する。
- 6 始良地区滞納整理組合については、平成16年12月31日に組合を解散する。

16 使用料、手数料等

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、合併までに調整する。
- 2 手数料については、負担の公平性の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併までに調整する。

17 公共的団体等

公共的団体の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整に努める。

- 1 1市6町において共通している団体又はこれに準ずる団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- 2 1市6町において共通している団体又はこれに準ずる団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。
- 3 1市6町において共通している団体又はこれに準ずる団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するように調整に努める。
- 4 各市町独自の団体は、原則として現行のとおりとする。

- 5 各市町独自の団体で、公共的活動の範囲を新しい市域に拡大する必要のある団体は、新市において調整する。

18 補助金、交付金等

補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に勘案し、各市町で進めてきた補助金の見直しの視点をふまえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面、次のように取扱う。

- 1 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て制度の統一化に向けて調整する。
- 2 各市町独自の補助金等については、従来の実情等を考慮し、補助金の目的を明確化し、新市全域の均衡を保つよう調整する。
- 3 整理・統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。

19 町名・字名

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
 - (1) 国分市については、「国分市」を「霧島市国分」に置き換える。
 - (2) 溝辺町については、「始良郡溝辺町」を「霧島市溝辺町」に置き換える。
 - (3) 横川町については、「始良郡横川町」を「霧島市横川町」に置き換える。
 - (4) 牧園町については、「始良郡牧園町」を「霧島市牧園町」に置き換える。
 - (5) 霧島町については、「始良郡霧島町」を「霧島市霧島」に置き換える。
 - (6) 隼人町については、「始良郡隼人町」を「霧島市隼人町」に置き換える。
 - (7) 福山町については、「始良郡福山町」を「霧島市福山町」に置き換える。

20 慣行

- 1 市章、市民憲章、市の花・木・歌等については、新市において新たに定める。
- 2 宣言は、新市において調整し、新たに制定する。
- 3 表彰制度は、新市において新たな制度を創設する。
- 4 各種行事は、新市において地域性を尊重しながら調整する。

21 国民健康保険事業

- 1 国民健康保険税については、合併後の平成18年度課税分までは1市6町の例により、その取扱いを継承することとし、平成19年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した3方式も含め検討する。なお、納期については、国分市の例により、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、12月においては、1日から28日とする。
- 2 短期被保険者証については、現行どおり新市に引き継ぐ。資格証明書については、現在交付している市町においては現行どおり新市に引き継ぎ、交付していない町は合併後速やかに交付する。
- 3 人間ドックは新市においても実施し、合併までに統一した事業内容を決定する。他の検診についても同様とする。その他の保健事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
- 4 国民健康保険運営協議会の設置については、国民健康保険法第11条に定められており、委員は各代表7名ずつの21名とし、新市に引き継ぐ。
- 5 国保連合会共同処理事業については、共同処理委託事業と独自電算との併用で行う。

- 6 レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。
- 7 高額療養費支給事業については現行どおり新市に引き継ぐ。出産育児一時金については、現行どおりとし、支給方法については、国分市の例による。葬祭費支給額については2万円とし、支給方法については、国分市の例による。
- 8 被保険者証のカード化については、合併後に調整する。

22 介護保険事業

- 1 介護保険事業計画については、次のとおりとする。
 - (1) 第2期介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、第3期介護保険事業計画策定のため、介護保険計画策定委員会（運営委員会）の設置に関することや、準備事務については合併までに調整する。
 - (2) 第3期介護保険事業計画については、平成17年度に策定する。
- 2 介護保険料の賦課・徴収・減免の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 介護保険料は、第3期介護保険事業計画により平成18年度に統一する。
 - (2) 普通徴収の納期は、平成17年度は各市町の現行納期とし、平成18年度に統一する。
 - (3) 災害減免は、その割合を合併までに調整する。
 - (4) 低所得者保険料単独減免は、国分市・隼人町の例により合併までに調整する。
- 3 低所得者利用者負担軽減対策補助については次のとおりとする。
 - (1) 低所得者利用者負担軽減対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正（廃止）が想定されるためそれに連動する。
 - (2) 訪問介護利用者にかかる利用料単独減免は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正（廃止）が想定されるためそれに連動する。新たな減免制度については、新市において調整する。
- 4 鹿児島県財政安定化基金拠出金、貸付金の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 財政安定化基金への拠出金については、新市に引き継ぐ。
 - (2) 財政安定化貸付金の償還金残額については、新市に引き継ぐ。
- 5 始良・伊佐地区介護保険組合が処理する事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23 消防団

- 1 1市6町の消防団員は、すべて新市に引き継ぐ。
- 2 新市の消防団は7団で編成し、原則として団の指揮命令系統及び管轄区域は、現行のとおりとする。なお、合併後4年以内に組織形態及び定員などの見直しを行う。
- 3 各消防団の組織形態は部制を基本とし、階級も含めて合併までに統一する。
- 4 消防団拠点施設及び機械等は、すべて新市に引き継ぐ。

24 自治会・行政連絡機構

- 1 自治会の名称などの取扱いは、合併までに関係団体と協議を行い調整する。
- 2 自治会などの組織は、現行のとおりとする。なお、規模、区域を含め、見直しをする場合は原則として地域の自主性に委ねる。
- 3 自治会と行政との連絡調整を行う委託事務は、現行のとおり新市に引き継ぎ、方式は業務委託とする。ただし、委託内容及び委託料については、随時調整し、2年以内に統一する。

25 各種事務事業

25 - 1 男女共同参画事業

新市において、男女共同参画事業を総合的に推進するための男女共同参画計画を速やかに策定する。

25 - 2 姉妹都市・国際交流事業

- 1 姉妹都市・友好都市交流については、相手の意向を確認した上で、新市に引き継ぐものとする。
- 2 国際交流団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、組織・事業については、合併後、出来るだけ早い時期に統一する。
- 3 国際交流員招致事業（CIR）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、招致のための制度については、合併後に調整する。
- 4 国内外研修派遣事業（人材育成）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、派遣のための制度については、合併後に調整する。

25 - 3 電算システム事業

電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、合併時に統合した電算システムが安全・確実に稼働できるように調整するものとする。

25 - 4 広報広聴関係事業

- 1 広報紙については、毎月発行とする。お知らせ版などの他の広報紙の種類、発行日及び配布方法は合併までに調整する。
- 2 広聴関係については、新市において調整する。
- 3 ホームページについては、新市において新たに開設する。
- 4 その他の広報業務については、新市においても引き続き各種広報媒体を活用し、行政情報の提供に努めることとする。

25 - 5 納税関係事業

- 1 個人住民税、固定資産税の前納報奨金については、合併までに廃止する。
- 2 現行の納税組合制度については、合併までに廃止する。

25 - 6 消防防災関係事業

- 1 新市に防災会議及び水防協議会をおき、速やかに地域防災計画及び水防計画を策定する。
- 2 災害対策本部の組織編成は、新市の行政組織や常備消防体制と整合性を図り、合併までに調整する。
- 3 防災行政無線については、次のとおりとする。
 - (1) 同報系は、現行のとおり新市に引き継ぐ。未整備地区にも災害危険箇所等を優先し、新市において導入を検討する。
 - (2) 移動系は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、集中管理室の設置を検討する。
- 4 新市において速やかに、周辺市町及び関係機関と「災害相互応援協定」を締結する。

25 - 7 交通関係事業

- 1 JRの利用促進については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 生活交通路線維持費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 コミュニティバス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後に、広域的視点に立って、市民の要望意見等を十分反映させ、より充実を図る。

- 4 乗合自動車運送事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後、速やかにコミュニティバス事業への移行を検討する。
- 5 鹿児島空港の利用促進のための事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、鹿児島空港周辺環境整備に関する各種事業については、必要に応じ、合併までに調整し、新市に引き継ぐものとする。
- 6 新市に交通安全対策会議をおき、交通安全計画を新たに策定する。
- 7 交通安全計画を具現化し実施するために、推進機関を置く。
- 8 交通安全専門指導員は、合併関係市町をすべて包括できる配置を目指し、合併までに調整する。

25 - 8 窓口業務

- 1 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう現行のとおりとする。
- 2 印鑑登録証（住民カード含む。）については、様式を合併時まで定め、合併後随時、切り替えることとする。なお、切り替えの手数料については無料とする。
- 3 自動交付機については、すでに設置されている国分市、牧園町については、新市に引き継ぎ、他町においては、合併後、速やかに設置の方向で検討する。

25 - 9 保健衛生事業

- 1 母子保健計画については、新市において速やかに策定する。ただし、策定までは旧市町の例による。
- 2 健康日本21計画については、新市において速やかに策定する。
- 3 健康まつりについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、実施時期、実施場所、実施方法等については、新市において調整する。
- 4 乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、1歳未満児への助成は、国分市、隼人町の例により、合併までに調整する。
- 5 結核予防事業については、新市に引き継ぐ。ただし、実施内容等については、合併までに調整する。
- 6 予防接種事業については、新市に引き継ぐ。ただし、実施形態等については、合併までに調整する。
- 7 母子保健法に定める検診については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、それ以外の検診については、合併までに調整する。
- 8 集団歯科検診については、新市に引き継ぐ。ただし、対象児年齢、検診内容等については、合併までに調整する。
- 9 各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整する。
- 10 基本健康診査（セット検診を含む。）については、新市に引き継ぐ。ただし、実施方法等については、合併までに調整する。なお、医療機関委託についても検討する。

25 - 10 環境衛生事業

- 1 ダイオキシン等有害物質の発生防止については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 公害調査の実施方法については、国分市の調査体制等を基本に、新市において調整する。
- 3 環境対策審議会については、設置をしている国分市、横川町、隼人町の例により、新市において調整する。

- 4 浄化槽整備計画については、下水道計画のある国分市、牧園町、隼人町の例により、新市において速やかに策定するものとする。
- 5 合併処理浄化槽の補助事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、補助対象区域及び補助内容については、合併までに調整する。
- 6 廃棄物処理基本計画については、国分市の例により、新市において策定する。また、処理計画（実施計画）については、当分の間、旧市町方式での計画で策定し、衛生管理組合との協議を経て、新市において速やかに調整する。
- 7 不燃物処理場については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新たな施設については、新市において検討する。
- 8 容器包装リサイクル法関連の資源ごみの収集品目、収集回数、排出先等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整し、統一するものとする。ただし、収集品目については、横川町、牧園町の例により調整し、統一するものとする。なお、統一の時期については、新市において協議する。
- 9 ごみの収集方法については、衛生管理組合等と協議を行い、合併までに調整する。また、ごみの運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 10 し尿・浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、汲み取り料金については、合併までに調整する。
- 11 環境保全協定については、新市において協定内容を見直し、速やかに締結する。
- 12 地球温暖化対策については、地球温暖化防止計画を隼人町、福山町の例により、新市において速やかに策定する。

25 - 11 障害者福祉事業

障害者福祉事業の取扱いについては、これまでの取組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを基本に新市において次のとおり調整する。

- 1 国・県の制度に基づいて実施している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 各市町独自の福祉制度については、その趣旨や目的などについて十分検討することとし合併までに調整する。なお交通手段の確保に関して、福祉タクシー利用料一部助成事業及び福祉巡回バス運行事業の実施地域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市におけるコミュニティ巡回バスの運行を勘案しながら合併後に調整する。

25 - 12 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業の取扱いについては、これまでの取組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを基本に新市において次のとおり調整する。

- 1 国・県の補助要綱に基づき実施している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 補助事業に上乘せ等を行っている各市町の単独事業分については、合併までに調整する。
- 3 利用者負担金、事業の内容及び委託先等については、合併までに調整する。
- 4 補助事業及び単独事業の事業量等については、合併までに調整する。

25 - 13 児童福祉事業

25 - 13 - 児童福祉

- 1 母子及び寡婦福祉協議会活動補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。
- 2 ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。所得制限以上の世帯については、溝辺町の例により合併までに調整する。
- 3 児童養育手当等助成事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。

- 4 チャイルドシート貸出等に関する事業については、チャイルドシートの在庫を利用し、貸し出し方式で新市に引き継ぐ。
- 5 次世代育成支援対策推進法に係る地域行動計画策定事業については、新市において速やかに策定する。
- 6 家庭児童相談室設置事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。

25 - 13 - 保育所

- 1 放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助等については、新市において調整する。
- 2 乳幼児健康支援一時預かり事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。
- 3 公立保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育（開所・閉所）時間等については、新市の勤務体系が決定され次第調整する。
- 4 民間保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 保育料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に、新市において平成19年度をめでに統一を図る。減免制度については、合併までに調整する。
- 6 特別保育事業（延長保育促進事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、国分市の例により、合併までに調整する。
- 7 特別保育事業（一時保育促進事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、合併までに調整する。
- 8 特別保育事業（乳児保育促進事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。
- 9 特別保育事業（保育所地域活動事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。
- 10 特別保育事業（休日保育事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。
- 11 特別保育事業（地域子育て支援センター事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。
- 12 特別保育事業（家庭支援推進保育事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。

25 - 14 生活保護事業

生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。なお、6町の移管事務については、合併までに調整する。

25 - 15 その他の福祉事業

25 - 15 - 人 権

人権擁護推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。行動計画等の策定については、隼人町の例により新市において速やかに調整する。

25 - 15 - 養護老人ホーム

養護老人ホーム運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

25 - 15 - 老人医療

レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。

25 - 16 農林水産関係事業

25 - 16 - 農 業

- 1 地域農政推進対策事業（農政審議会含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整する。
- 2 農業振興地域整備計画は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整する。
- 3 認定農業者、新規就農者等の営農活動に対する支援事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、特色ある単独事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ経過措置を含め、制度内容等を合併までに調整する。
- 4 農業制度（振興）資金利子補給事業等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整する。金融運営協議会等の設置については、合併までに調整する。福山町が実施している農業経営振興資金（単独）貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については合併までに調整する。
- 5 水田農業推進協議会事業、地域水田農業ビジョン等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、新市において調整する。
- 6 環境保全型農業推進事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助事業は、合併時に廃止する。
- 7 畜産関係の各種振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整する。
- 8 畜産共進会開催については、関係機関と実施方法等を協議し合併までに調整する。
- 9 農業地域活性化イベントは、当分の間、新市において現行のとおり旧市町の範囲で実施する。ただし、内容等が類似しているものは、統廃合を含め検討する。

25 - 16 - 林 業

- 1 国・県の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金及び受益者負担の伴う事業については、合併までに調整する。
- 2 市町村森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定までは、旧市町の例による。
- 3 自然公園・林業関係施設・保安林等の維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図る。
- 4 特用林産物振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。また、組織については、新市において速やかに統合する。

5 火入れ許可については、対象期間、対象面積等合併までに調整する。

25 - 16 - 水産業

- 1 海面環境保全事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 魚類繁殖保護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、事業内容については、新市において調整する。

25 - 16 - 耕地

- 1 国・県等の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、合併までに調整する。
- 2 市町単独事業については、従来からの経緯・実情等を考慮し、また、住民サービスの水準を低下させないことを基本に、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、合併までに調整する。
- 3 土地改良区への運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお補助金等については、新市において調整する。

25 - 17 商工・観光関係事業

- 1 企業誘致については、新市においても積極的に推進する。なお、優遇制度等については合併までに調整する。
- 2 商工会議所及び商工会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金については合併までに調整する。
- 3 商工業者利子補給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整する。
- 4 観光イベント・伝統行事については、伝統や歴史文化が失われないよう現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において統合を検討する。
- 5 観光協会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。

25 - 18 建設関係事業

- 1 道路橋梁新設・改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 砂防等関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合については、合併までに調整する。
- 3 港湾関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 道路河川占用等許可関連事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、占用料及び占用に係る協定書については合併までに調整する。
- 5 街路事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。
- 6 公共団体等土地区画整理事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。
- 7 都市計画法関連調査・マスタープラン等については、新市において都市計画基礎調査を実施し、計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引継ぎ運用する。
- 8 都市計画の決定・都市計画審議会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、都市計画審議会委員の構成等は、合併までに調整する。

- 9 土地利用協議指導要綱等については、合併までに調整する。
- 10 公営住宅建設事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整する。
- 11 公営住宅収納管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、公営住宅の家賃等については、合併までに調整する。ただし、特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。

25 - 19 上・下水道事業

25 - 19 - 水道

- 1 国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は、合併と同時に統合する。また、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町の簡易水道事業は、地方公営企業法を適用した上で、簡易水道事業会計（公営企業会計）とし、新市において統合する。
- 2 上水道・簡易水道事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、既事業計画については新市において調整する。水道事業認可については、現行のとおり新市創設認可を受けることとし、新市において整備計画を策定する。
- 3 上水道・簡易水道料金については、新市において5年間で統一する。なお、メーター使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において5年後廃止する方向で調整する。
- 4 上水道・簡易水道関係手数料については、合併までに調整する。
- 5 上水道・簡易水道加入金については、合併までに調整する。
- 6 開発負担金等については、合併までに調整する。
- 7 工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

25 - 19 - 下水道

- 1 下水道整備事業（計画・決定・事業認可）については、既事業計画は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整する。
- 2 下水道使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、下水道使用料については、新市において5年間で統一する。
- 3 排水設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、水洗便所等改造工事助成金については、合併までに調整する。

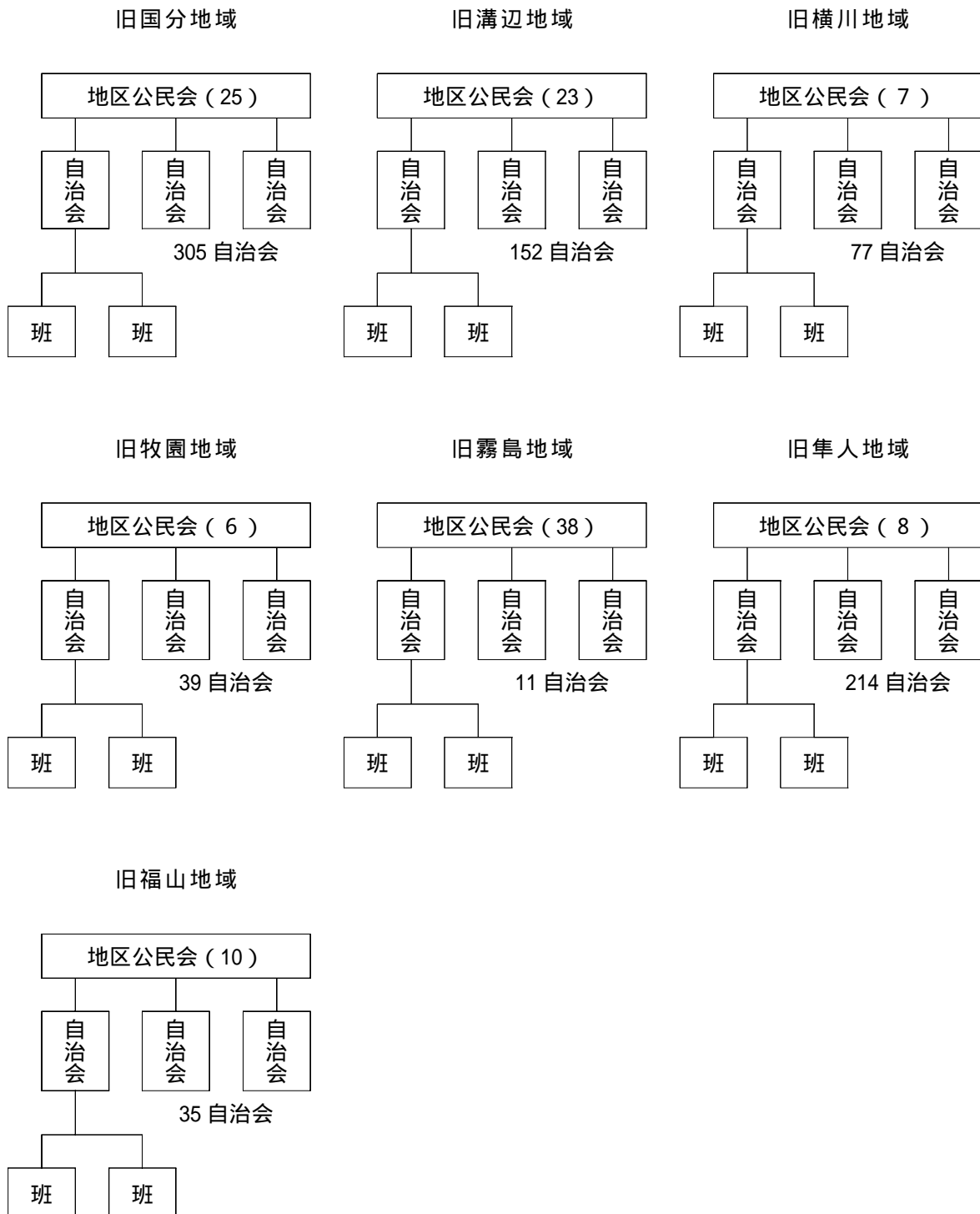
25 - 20 学校教育事業

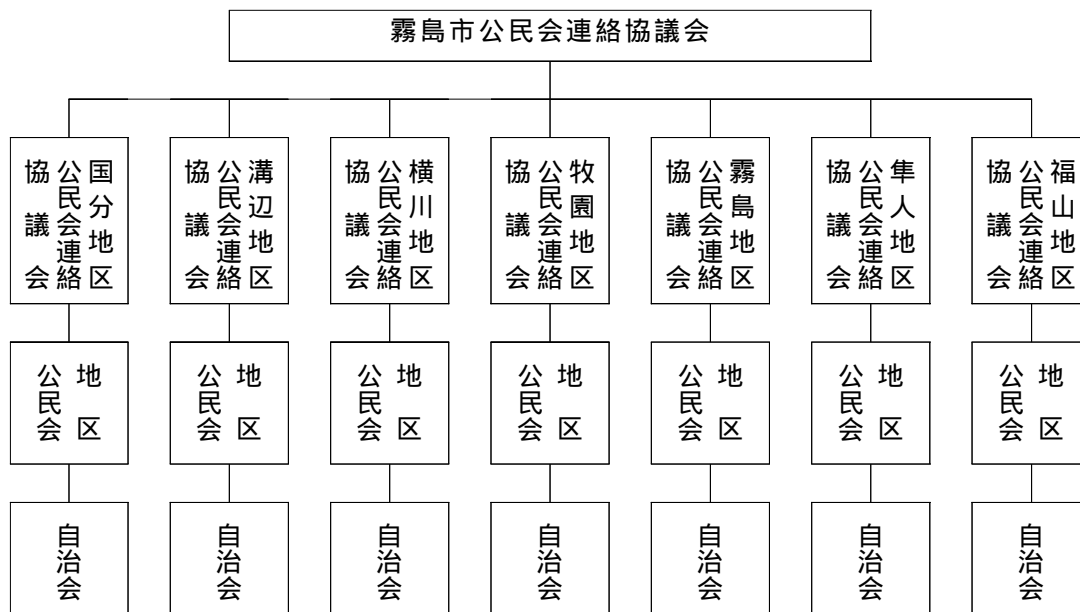
- 1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の設置及び配置は、現行のとおり新市に引き継ぐ。学校施設整備計画は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 通学区域は、当分の間現行のとおりとし、新市において速やかに「学校規模及び通学区域等適正化審議会（仮称）」で検討する。
- 3 遠距離通学費補助は、原則として通学距離が小学生4キロ以上又は中学生6キロ以上の児童、生徒の保護者を対象に次のとおりとする。
 - (1) 公共交通機関利用者は、定期券代等実費を全額補助する。
 - (2) 自転車利用者は、購入補助のみとする。
 - (3) 徒歩通学者は、交通機関及びスクールバスの利用が困難な児童、生徒の保護者のみを対象とし、それぞれ補助金額等は合併までに調整する。
- 4 スクールバスの運行地域等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 奨学資金の貸与額、償還年数及び選考基準等は、合併までに調整する。
- 6 公立幼稚園保育料は、合併までに統一し、就園奨励費の減免金額及び区分は国の基準どおりとする。

- 7 私立幼稚園就園奨励費の補助限度額及び区分は現行のとおりとし、単独事業分の補助限度額及び区分は、合併までに調整する。
- 8 学校給食の調理施設（共同調理場、単独校）業務運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、方式等は新市において随時検討する。
- 9 給食費は、当分の間現行どおりとし、新市において検討する。
- 10 運営委員会は、旧市町の組織を継続し、それぞれの代表による運営委員会連絡協議会(仮称)を組織する。

25 - 21 コミュニティ施策

1 新市の旧区域ごとのコミュニティ組織体系図は、次のとおりとする。





上記は、あくまでも体系図のイメージであり、図中の「地区公民会」や「自治会」などの正式な呼称は、今後合併までに関係団体と協議しながら決定します。

- 2 地区公民館（会）、自治公民館、集落運営補助金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、2年以内の制度の統一化にむけ検討を行う。

なお、運営補助金とは別に、合併までに、地域活動の活性化を図る「地区活性化補助制度（仮称）」を創設する。

- 3 各種施設整備補助制度は、国分市の例を参考に合併までに統一した制度を構築する。
- 4 コミュニティ組織を活用したまちづくり事業は、新市に引き継ぎ、国分市及び霧島町の例を参考に、合併までに統一した制度を構築する。

25 - 22 社会教育事業

- 1 新市に旧市町ごとに拠点公民館（旧中央公民館等）を置く。また、社会教育法に基づく公民館事業を実施している公民館は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、使用料、休館日、使用時間等は合併までに調整する。
- 2 社会教育関連施設は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、使用料、休館日、使用時間等は合併までに調整する。
- 3 社会体育施設は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、使用料、休館（園・場）日、使用時間等は合併までに調整する。
- 4 成人式は、旧市町ごとに現行のとおり開催する。エリアの問題や開催日の統一などは、新市において検討する。
- 5 運動会は、現行のとおり旧市町ごとの形態で新市に引き継ぐ。なお、新市運動会の開催は、新市において住民の意向を踏まえ検討する。
- 6 文化祭は、旧市町ごとにそれぞれ開催する。なお、新市文化祭の開催は、文化協会や住民の意向を踏まえ新市において検討する。
- 7 指定文化財は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 8 人権同和教育は、現行のとおり新市に引き継ぎ、具体的方策、事業内容等は合併までに調整する。
- 9 市民運動は、新市において国分市の例を参考に全庁体制で推進組織を整備し、新市全域への運動の広がりを目指す。
- 10 新市に社会教育委員を置く。人数、選出方法は合併までに調整する。

- 11 新市に各拠点公民館（現在の各市町の中央公民館）ごとに公民館運営審議会を置く。それぞれの人数、選出方法は合併までに調整する。
- 12 新市に文化財保護審議会を置く。人数、選出方法は合併までに調整する。
- 13 体育指導委員は、平成18年度まで現行のとおり定数とし、平成19年度以降は新市において検討する。
- 14 市（町）外から参加者のあるスポーツイベントで、内容、開催時期が類似しているものは、合併までに調整する。その他スポーツ行事は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

25 - 23 情報公開制度

- 1 市政に関する市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を保障することにより、新市の保有する情報の一層の公開を図り、市民に説明する責務を果たすことが重要である。
新市においても引き続き、情報の積極的な提供を行い、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、合併時に情報公開条例を制定する。
- 2 新市が保有する個人情報の保護について、適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るため、合併時に個人情報保護条例を制定する。

25 - 24 社会福祉協議会関係事業

- 1 社会福祉大会は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、開催内容、運営方法等については、合併までに調整する。
- 2 総合福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営委託料等については、合併までに調整する。
- 3 福祉活動専門員設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整する。
- 4 温泉センター管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営方法等については、合併までに調整する。
- 5 社会福祉協議会運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金、運営方法等については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整する。

25 - 25 第三セクター等関係事業

25 - 25 - 第三セクター

霧島神話の里公園株式会社については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

25 - 25 - 開発公社

- 1 国分市土地開発公社については、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。
- 2 鹿児島県市町村土地開発公社溝辺町支社、横川町支社、牧園町支社、霧島町支社、隼人町支社及び福山町支社は、合併の日の前日に鹿児島県市町村土地開発公社から脱退するが、各支社の債務は合併の日から1年以内に完済するものとする。なお、その返済する資金は、新市土地開発公社において借入する。また、各支社の残余財産は新市（土地開発公社）に帰属するものとする。

25 - 26 病院関係事業

病院、診療所については、新市に引き継ぐ。なお、夜間診療の医師体制については、合併後に委託先と協議する。

新市の医療体制の充実を図るため、医師会、保健・福祉との連携を強化し、調整を行う。

25 - 27 その他事業

25 - 27 - 指定金融機関等

指定金融機関については、合併までに調整する。

25 - 27 - 企画関係事業

- 1 総合計画については、新市において、速やかに「新市まちづくり計画」を基本に策定する。なお、あわせて実施計画を総合計画に基づいて策定する。
- 2 過疎地域自立促進計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 辺地計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において新たに辺地として指定できる地域については、辺地計画を策定する。
- 4 宅地造成分譲事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、定住促進に関する補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度期限後は新市において調整する。
- 5 地域情報化については、新市において地域情報化計画を速やかに策定する。
- 6 ケーブルテレビ事業については、溝辺町で実施している事業は、新市に引き継ぎ、平成19年度までは現行のとおり運営する。なお、平成20年度以降の運営方法については、新市において調整する。ケーブルテレビ未整備地域については、財政状況等を勘案しながら新市において調整する。

25 - 27 - 選挙管理委員会関係事務

- 1 投票区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、今後住民の利便性等も考慮しながら、再編できるものについては、新市において調整する。
- 2 開票区については、合併までに調整する。
- 3 不在者投票・期日前投票の投票所、事務体制及び時間等については、合併までに調整する。
- 4 ポスター掲示場の設置については、国分市の例による。なお、掲示場の設置場所については、合併までに調整する。
- 5 選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営制度については、国分市の例による。なお、公営の額については、合併までに調整する。

25 - 27 - 交通災害共済事業

- 1 交通災害共済事業については、国分市を除く6町は鹿児島県市町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に当該組合から脱退し、平成18年度から新市直轄事業として実施する。
- 2 共済掛け金の額及び給付内容は、平成18年度から6町の方式に統一する。
- 3 小、中学生、高齢者に対する免除制度は、新市において健全な事業運営のあり方を含め検討する。

25 - 27 - 契約関係事務

- 1 契約事務については、合併までに調整する。
- 2 新市においては、入札に関する事務を統一し事務の専門化・効率化を図る。
- 3 工事等入札指名事務及び入札事務については、国分市の例により合併までに調整する。各市町に提出されている入札参加資格の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、随時調整する。
- 4 入札参加資格の格付けの取扱いについては、当分の間、鹿児島県の格付けを準用し、その間新市で格付けを行う。

25 - 27 - 温泉事業

- 1 温泉事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 温泉使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成19年度までに調整する。
- 3 加入金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 手数料については、霧島町の例により合併までに調整する。

調 印 書

国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく始良中央地区合併協議会において上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年12月11日

国分市長

溝辺町長

横川町長

牧園町長

霧島町長

隼人町長

福山町長

【特別立会人】
鹿児島県知事

立 会 人

合併協議会委員
(国分市議会議長)

合併協議会委員
(国分市議会議員代表)

合併協議会委員
(国分市学識経験者)

合併協議会委員
(国分市学識経験者)

合併協議会委員
(国分市学識経験者)

合併協議会委員
(国分市学識経験者)

立 会 人

合併協議会委員
(溝辺町議会議長)

合併協議会委員
(溝辺町議会議員代表)

合併協議会委員
(溝辺町学識経験者)

合併協議会委員
(溝辺町学識経験者)

合併協議会委員
(溝辺町学識経験者)

合併協議会委員
(溝辺町学識経験者)

立 会 人

合併協議会委員
(横川町議会議長)

合併協議会委員
(横川町議会議員代表)

合併協議会委員
(横川町学識経験者)

合併協議会委員
(横川町学識経験者)

合併協議会委員
(横川町学識経験者)

合併協議会委員
(横川町学識経験者)

立 会 人

合併協議会委員
(牧園町議会議長)

合併協議会委員
(牧園町議会議員代表)

合併協議会委員
(牧園町学識経験者)

合併協議会委員
(牧園町学識経験者)

合併協議会委員
(牧園町学識経験者)

合併協議会委員
(牧園町学識経験者)

立 会 人

合併協議会委員
(霧島町議会議長)

合併協議会委員
(霧島町議会議員代表)

合併協議会委員
(霧島町学識経験者)

合併協議会委員
(霧島町学識経験者)

合併協議会委員
(霧島町学識経験者)

合併協議会委員
(霧島町学識経験者)

立 会 人

合併協議会委員
(隼人町議会議長)

合併協議会委員
(隼人町議会議員代表)

合併協議会委員
(隼人町学識経験者)

合併協議会委員
(隼人町学識経験者)

合併協議会委員
(隼人町学識経験者)

合併協議会委員
(隼人町学識経験者)

立 会 人

合併協議会委員
(福山町議会議長)

合併協議会委員
(福山町議会議員代表)

合併協議会委員
(福山町学識経験者)

合併協議会委員
(福山町学識経験者)

合併協議会委員
(福山町学識経験者)

合併協議会委員
(福山町学識経験者)
